



島根県報

平成17年11月11日 (金)

第 1,726 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県立看護短期大学の学則の一部改正の届出	(総務課)	1
産業廃棄物処理施設の変更許可申請書等の縦覧	(廃棄物対策課)	2
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地域福祉課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	4
解除予定保安林	(森林整備課)	4
保安林予定森林	(")	5
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(経営支援課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の供用開始	(")	6
ふるさと島根の景観づくり条例第2章第2節の規定を適用しない区域の指定の一部改正	(都市計画課)	7
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審査課)	7
<h3>公 告</h3>		
河川法の規定に基づく簡易代執行により除却した工作物の保管	(河川課)	7
景観形成住民協定の認定	(都市計画課)	8
暴騒音記録装置6式の購入に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	8

告 示

島根県告示第1,170号

島根県立短期大学条例施行規則(平成5年島根県規則第21号)第15条第1項の規定により島根県立看護短期大学学則が改正され、島根県立看護短期大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成17年11月11日

島根県知事 澄田信義

島根県立看護短期大学学則の一部を次のように改正する。

第26条第2項を削る。

第27条を次のように改める。

(学位)

第27条 学長は、前条の規定により学科を卒業した者に対し、本学学位規程の定めるところにより短期大学士(看護学)の学位を授与する。

附 則

この学則は、平成17年10月12日から施行する。

島根県告示第1,171号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

平成17年11月11日

島根県知事 澄田信義

1 申請者

有限会社 井廻運送 代表取締役 井廻 恒夫

江津市嘉久志町イ1497番地 5

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

江津市嘉久志町1937番 6 外 2 筆及び同市島の星町406番 2 外10筆

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（安定型）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物、廃プリント基板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管及び廃石膏ボードを除く。）、ゴムくず及びがれき類

5 申請年月日

平成17年9月29日

6 縦覧場所

島根県浜田市片庭町254 島根県浜田保健所

7 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間 平成17年11月11日から同年12月11日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 縦覧時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

8 意見書の提出等

(1) 意見書の記載内容等

意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。

(2) 意見書の提出期限

平成17年12月25日

(3) 意見書の提出先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備グループ

島根県告示第1,172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年11月11日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
心療内科田中クリニック	浜田市長沢町3156	平成17年10月1日
りんご薬局	松江市美保関町森山765 - 2	平成17年10月1日
やまうち歯科	松江市大輪町393 - 15	平成17年10月26日

島根県告示第1,173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年11月11日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田中心療内科クリニック	浜田市長沢町3120	平成17年9月30日

島根県告示第1,174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年11月11日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 あいの会	浜田市三隅町三隅 252	居宅介護支援 事業	居宅介護支援事業所 あいの会	浜田市三隅町三隅 252	平成17年 10月1日
宮本 寛	出雲市塩冶町2073	居宅療養管理 指導	在宅診療所いずも	出雲市塩冶町2073	平成17年 10月27日
宮本 寛	出雲市塩冶町2073	訪問看護	在宅診療所いずも	出雲市塩冶町2073	平成17年 10月27日

島根県告示第1,175号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年11月11日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 きづき会	通所介護	みせんの里 デイサービス センター	出雲市大社町遥堪65 - 2	平成17年 10月28日

島根県告示第1,176号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年11月11日

島根県知事 澄 田 信 義

二本松土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 真野 明夫 隠岐郡隠岐の島町原田624番地
- 桜井 實信 隠岐郡隠岐の島町原田1419番地 2
- 大塚 徳雄 隠岐郡隠岐の島町原田877番地 8
- 村上 勝 隠岐郡隠岐の島町池田横手15番地73
- 坂本二千代 隠岐郡隠岐の島町原田199番地 5
- 吉田 稔 隠岐郡隠岐の島町原田1384番地
- 高宮 達明 隠岐郡隠岐の島町原田435番地

監事

- 斎藤 薫 隠岐郡隠岐の島町原田1701番地 1
- 安部 常夫 隠岐郡隠岐の島町原田1458番地

2 就任年月日

平成17年 9 月20日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 村上 只信 隠岐郡隠岐の島町原田431番地内第 1
- 早川正三郎 隠岐郡隠岐の島町原田1487番地
- 若林 兼盛 隠岐郡隠岐の島町原田1108番地
- 吉田房次郎 隠岐郡隠岐の島町原田179番地
- 吉田為次郎 隠岐郡隠岐の島町原田613番地

監事

- 真野 保富 隠岐郡隠岐の島町原田454番地
- 斎藤 薫 隠岐郡隠岐の島町原田1701番地 1

島根県告示第1,177号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年11月11日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
雲南市掛合町入間1178 - 8
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
-

島根県告示第1,178号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成17年11月11日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市田瀬町字角山1372、1373、1373内1
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)
-

島根県告示第1,179号

平成17年島根県告示第963号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成17年11月11日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラピタ本店 島根県出雲市今市町87番地
 - 2 意見の概要
駐車及び搬入車両の騒音等の公害苦情が申し立てられた場合には、誠心誠意対処し、その解決に全面努力すること。
 - 3 縦覧場所
出雲市産業振興部商工振興課（島根県出雲市今市町109 - 1）
 - 5 縦覧期間
告示の日から1月間
-

島根県告示第1,180号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年11月11日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
県道	津和野田万川線	鹿足郡津和野町部栄小枕892番1地先から同723番地先まで	前 A	メートル 6.50～18.00	メートル 90.00	益田土木建築事務所津和野土木事業所	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 町道移管
			前 B	10.50～26.00	94.50		
			後 B	10.50～26.00	94.50		
"	"	鹿足郡津和野町邑輝骨757番1地先から同町邑輝トウノウ846番2地先まで	前 A	7.00～29.00	236.00		ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 町道移管
			前 B	11.00～33.00	220.00		
			後 B	11.00～33.00	220.00		
"	柿木津和野停車場線	鹿足郡津和野町笹山漬平494番1地先から同町笹山大田中150番1地先まで	前 A	5.00～15.00	270.00	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 町道移管	
			前 B	12.00～24.00	200.00		
			後 B	12.00～24.00	200.00		

島根県告示第1,181号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年11月11日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	吉田頓原線	雲南市吉田町大吉田3211番2地先から同地先まで	メートル 27.00	平成17年11月11日	木次土木建築事務所	
"	"	雲南市吉田町大吉田3187番1地先から同地先まで	46.00	平成17年11月11日		

〃	三刀屋佐田線	出雲市佐田町反辺字大屋2107番2地先から同町反辺字高西173番7地先まで	859.00	平成17年11月20日	出雲土木建築事務所	
---	--------	---------------------------------------	--------	-------------	-----------	--

島根県告示第1,182号

ふるさと島根の景観づくり条例第2章第2節の規定を適用しない区域の指定(平成4年島根県告示第648号)の一部を次のように改正し、平成17年11月11日から施行する。

平成17年11月11日

島根県知事 澄田信義

第3号中「(昭和49年大田市条例第15号)第9条」を「(平成17年大田市条例第129号)第3条」に改め、第4号中「(平成16年大田市条例第11号)」を「(平成17年大田市条例第100号)」に改め、第5号及び第6号を削り、第7号中「(平成9年津和野町条例第9号)」を「(平成17年津和野町条例第113号)」に改め、同号を第5号とする。

島根県告示第1,183号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成17年11月11日

島根県知事 澄田信義

指 定 年月日	指 定 番号	住 所 及 び 氏 名	売 り さ ば き 場 所	変 更 に 係 る 事 項	
				変 更 後	変 更 前
				住 所	住 所
平成16年 9月13日	965	松江市平成町182番19 合資会社一文字家 代表社員 景山喬夫	松江市東津田町1741番地 3 いきいきプラザ島根内 カフェレストびぐる	松江市平成町182番 19	松江市西嫁島2丁目 65番地

公 告

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第1項の規定に基づき命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成17年11月11日

島根県知事 澄田信義

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
船舶 FRP船 1隻
- 2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
 - (1) 場所 一級河川斐伊川水系佐陀川(松江市鹿島町地内)において、鹿島マリーナから約100メートル下流付近(県道側)
 - (2) 日時 平成17年10月14日 14時00分

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

- (1) 日時 平成17年10月14日 14時30分
- (2) 場所 松江市鹿島町古浦601 - 2

4 当該工作物を返還するため必要な事項

- (1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示
- (2) 所有者であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先

〒690 - 0011 松江市東津田町1741 - 1
 松江土木建築事務所維持管理部管理グループ 電話0852 - 32 - 5734

ふるさと島根の景観づくり条例（平成3年島根県条例第34号）第27条第4項の規定により、景観形成住民協定を認定したので、同条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年11月11日

島根県知事 澄田信義

協定の名称	対象区域	協定締結事項	協定締結者
東光台自治会まちづくり協定	松江市東津田町の一部	協定区域内の緑化及び既存樹木の維持管理並びに東光台道路入口側近のくろがねもちの植栽	岸廣海外318名
出雲市駅通り地区景観づくり協定	出雲市今市町の一部	まちなみづくり憲章の遵守、建築物等の維持管理、建築物の敷地内の緑化及び既存樹木等の維持管理、商店における統一感のある看板の設置並びにくにびき中央通り沿いの小公園の整備	出川晃男外16名
江津本町第2自治会赤瓦のあるまちづくり協定	江津市江津町の一部	建築物等の位置、形態、意匠及び色彩の調和、屋根葺き材料及び屋根勾配の基準並びに塀又は柵の基準	萩田芳夫外48名

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年11月11日

島根県警察本部長 塩川実喜夫

1 入札の内容

- (1) 入札の件名
暴騒音記録装置6式の購入
- (2) 物品の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成18年1月31日
- (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条の規定により入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿の営業種目大分類「4 機械器具類」中分類「(6)光学計測機器」に登載された者であること。
- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年11月11日から11月18日までの間、上記(1)の場所において交付する。
(交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年11月22日(火) 午後2時
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 1階聴聞室
ウ 開札 即時開札

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

9 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 その他

詳細は入札説明書による。